

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係	
不利益処分名	危険物の貯蔵等に関する命令(移動タンク貯蔵所)	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第11条の5第2項	
連 絡 先	(電話 656-1193)	
処 分 基 準	<p>市長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが消防法第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p> <p>消防法第10条第3項の政令で定める技術上の基準 危険物の規制に関する政令第24条(4号の2、11号、12号、14号を除く)、25条、26条(1の3号～6号を除く)、第27条第1項・第6項4号・第7項</p> <p>通 達 移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について(Ｓ61.12.26付け消防危第120号) 2 貯蔵又は取扱いの基準に違反した場合の遵守命令に係る事項</p> <p>移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続き及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について(Ｈ9.3.26付け消防危第33号) 第1中1.6 立入検査</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)